

第 19 日目（9 月 21 日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 ここで、総務部長から発言を求められておりますのでこれを許します。
総務部長。

○総務部長 おはようございます。毎回貴重なお時間をいただき、大変申しわけございません。2 点発言をさせていただきます。1 点目は、本日ご審議いただく議案の説明資料に誤りがございましたので、訂正をお願いするものでございます。第 66 号議案 南魚沼市学習指導センター条例の一部改正についてでございます。議案をめくっていただきまして 3 ページ、第 66 号議案資料新旧対照表でございますが、この向かって左側の改正案 2 行目でございます、第 1 条の下になっておりますが、「(名称及び位置)」という記載になってございます。恐縮でございますが、この「名称及び」の 4 文字を削除いただき、「(位置)」に訂正をお願いするものでございます。確認が至らず大変申しわけございませんでした。さらに緊張感を持って、間違いのないように努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

2 点目は、議案の撤回についてでございます。第 59 号議案 南魚沼市地域開発センター条例の一部改正について、第 61 号議案 南魚沼市公民館条例の一部改正について、第 64 号議案 南魚沼市地区センター設置条例の一部改正についてでございます。この 3 施設の移転につきましては、関係機関と協議を進めてまいりましたけれども、地域開発センター、市公民館五十沢分館、五十沢地区センターにつきましては、施設に集会所としての機能が付加されるため、建築確認の変更申請と施設改修が必要との見解が示されました。このことにより、当初予定しておりました 10 月 1 日からの移転が難しくなったため、この 3 つの議案を撤回させていただきますものでございます。

9 月 18 日付で小澤議長宛てに議案の撤回についてを提出させていただき、同日の議会運営委員会でも説明をさせていただきました。今後、手続等の進捗状況をみながら再度提出し、審議をお願いしたいと考えてございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議 長 ただいま総務部長から説明がありましたが、市長から本定例会に提出された議案のうち、平成 30 年 9 月 18 日付で、第 59 号議案 南魚沼市地域開発センター条例の一部改正について、第 61 号議案 南魚沼市公民館条例の一部改正について、第 64 号議案 南魚沼市地区センター設置条例の一部改正について、撤回したい旨の申し出がありましたので、同日付でこれを許可いたしました。

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第 1、平成 30 年請願第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書、日程第 2、平成 30 年陳情第 2 号

「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情、日程第3、平成30年陳情第3号 市内小中学校普通教室へエアコン設置に関する陳情、以上3件を一括議題といたします。3件について総務文教委員長・桑原圭美君の審査報告を求めます

総務文教委員長。

○桑原総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の審査報告を行います。本委員会は9月3日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第110条、及び143条の規定に従いご報告申し上げます。

期日は9月5日、委員全員と議長の出席の下で行われました。請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書については、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第2号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情については、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第3号 市内小中学校普通教室へエアコン設置に関する陳情に関しては、採択すべきものと決定いたしました。

審査の状況ですが、請願第2号につきましては、反対するものではないが、現在の市内のクラス編成の実態把握をすべきとの意見がありました。討論はなく、全員賛成でありました。

請願第2号につきましては、意見、討論はなく採決に入り、起立多数により採択すべきものと決定いたしました。

陳情第3号につきましては、子供たちのことを考え、財政のバランスを検討しながら設置の方向でという意見、国の動向を見ながらというのもわかるが市費で、との意見、扇風機設置の時点でエアコンの議論ができなかったのかという意見がありました。討論はなく、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この陳情第3号は地方自治法125条の規定により、市長に送付すること、並びにその処理の経過の報告を請求することを適当と認めるかについて検討いたしました。意見、討論なく、全員賛成で決定いたしております。以上で報告を終わります。

○議 長 3件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 平成30年請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成 30 年請願第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、平成 30 年請願第 2 号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議 長 平成 30 年陳情第 2 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成 30 年陳情第 2 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情、本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、平成 30 年陳情第 2 号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議 長 平成 30 年陳情第 3 号 市内小中学校普通教室へエアコン設置に関する陳情に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成 30 年陳情第 3 号 市内小中学校普通教室へエアコン設置に関する陳情、本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、平成 30 年陳情第 3 号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議 長 日程第 4、第 72 号議案 平成 29 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、及び日程第 5、第 73 号議案 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計決算認定についての 2 件を一括議題といたします。2 件について、産業建設委員長・清塚武敏君の審査報告を

求めます。

産業建設委員長。

○清塚産業建設委員長 おはようございます。それでは、産業建設委員会に9月3日に付託されました2件について、審査結果の報告をいたします。

まず、審査の状況であります。平成30年9月7日午前9時30分より、本庁舎委員会室にて委員7名全員出席、また、議長からの出席もいただきました。

審査の内容であります。執行部より、水道事業管理者兼企業部長、下水道課長、水道課長の出席を求め、決算資料等の説明を受けた後、質疑を行い、審査を行いました。結果を報告いたします。

第72号議案 平成29年度南魚沼市下水道特別会計決算認定については、4名の質疑がありました。その後、討論なしで採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第73号議案 平成29年度南魚沼市水道事業会計決算認定につきまして、4名の質疑の後、反対討論1、賛成討論1があり、その後に採決に移りまして、反対1、賛成5で可決すべきものと決定いたしました。

72号議案、下水道につきまして概要であります。管路、施設の老朽化対策について、ストックマネジメント計画は今後、詳細版の作成をする。先導的、官民連携支援事業は本年度末までの一定方向を示したい。流域下水の編入については現在県と協議を進めている。企業会計移行については、何とか赤字予算にならないと見込んでいるというような概要でありました。

質疑応答であります。流域下水道の広域化は県との共通認識で進んでいるのか。答えとして、将来的には大和クリーンセンターを流域下水道に編入したい旨は、企業等を含め検討するところまで進んでいるというようなことであります。

続きまして、73号議案の概要であります。単年度収支では、純利益9,427万円の増となった。未収金は前年度比1,233万円の減である。滞納分には滞納誓約による計画納付をお願いしている。また、滞納の区分別も示された。高料金対策算定基準の推移、資本費平準化債借入の推移、企業債償還金の推移などが決算資料をもとに詳細の説明がありました。

今後の水道事業の基本方針といたしまして、地域別配水方式の転換を当面保留として、現浄水場を今後10年程度延命化に向けて、施設の総点検、経営戦略の見直しをしております。

質疑応答であります。水道事業は災害時のリスク軽減も見込んでいる。集中から分散化で進んでいるが、下水道事業は分散から集中で進んでいる。真逆になっている事業の特異性があるのか。答えとして、畔地での水を供給できなければ、市内9割に送水できない。水道水源の分散が必須である。地域別配水方式にすることで、ランニングコストがかなり抑えられる。下水道は下で受けとめるため、複数より1つで受けたほうが維持管理が楽になるというような質疑応答がありました。以上で審査報告を終わります。

○議長 2件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 第 72 号議案 平成 29 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 72 号議案 平成 29 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 72 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 73 号議案 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計決算認定に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、73 号議案 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、反対の立場で討論を行います。

大企業が空前の利益を上げる一方、働く人の賃金は上がらず、格差は広がる一方です。また、年金の引き下げや、医療、介護保険料などの負担増で、市民の生活は苦しくなるばかりです。そうしたもともと県下一高い水道料金の引き下げは多くの市民の願いです。今年度から基本料金が 215 円下げられましたが、県下一の汚名返上にはほど遠い金額です。隣り合う湯沢町や魚沼市の 2 倍近い水道料金を払い続けなければならないのはあまりにも理不尽です。

高料金の根本原因が、畔地浄水場を中心とする過大投資にあったことは明らかです。今後の方向性についても、地下水採取との関係で方向が定まっていないことが問題です。早急に料金引き下げに向けた明確なビジョンを示していくべきだと考えます。

また、料金体系も問題です。県内の多くの自治体では、口径別の基本料金に、1 平方メートル当たりの使用料を加算する方式になっています。基本料金で比べると、魚沼市の 3 倍近い金額になっています。10 立方メートルに満たない利用者も 3 割から 4 割近くいるわけで、こうした皆さんへの配慮も必要ではないでしょうか。

これらの点から、平成 29 年度南魚沼市水道会計決算認定について反対をいたします。以上です。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 それでは、第73号議案 平成29年度南魚沼市水道事業会計決算に対しまして、南魚みらいクラブを代表しまして賛成の立場で討論をいたします。

平成29年度の水道事業については、昨年度新たに作成されました水道事業経営戦略に基づき、平成38年度までの10年間の経営基盤の安定と財政マネジメントの向上に向かって、具体的に動き始めているところでございます。長年の大きな課題でございます建設当初の過投資である畔地浄水場については、畔地浄水場を10年ほど延命化するとの方針を決定し、経営戦略の見直し作業を行っているところでございます。

水道料金に関しましても、基本料金一律215円の引き下げ、新たに減免制度を創設し、公平性の確保も図ってまいりました。また、非常用水源の整備と試運転を行い、非常用水源の常用化にも取り組んできました。

管路工事においては、連絡管の新設工事、配水管の増径工事、老朽管の布設がえ工事なども実施をして有収率の向上に努めてまいりました。施設工事においては、防水工事、並びに非常用水源の削井工事を実施、施設の建設改良工事にも取り組んでまいりました。

その上で経営状況につきましては、事業収入収益は、有収水量の増加により、前年度に比べ986万円の増加をするなど、事業収益は1,015万円増の21億6,066万円となりました。事業費用は、前年度に比べ8,412万円減の18億2,846万円となり、当年度の純利益は前年度より9,428万円増の3億3,220万円となりました。これは、給水収益の増加と費用の削減に努めた結果であり、高く評価するものであると考えます。キャッシュフローにおいても、期末残高は期首残高より3億1,554万円の増加となっております。

しかしながら、健全な水道事業の運営には一般会計からの繰入金は必須であり、今後の経営環境を見ても、収益面では給水人口が前年度と比べ624人減で、これからも年々減少していくと予想されております。

一方で、費用面では、老朽化をしている施設や、管路の布設工事などにより、財政状況が年々厳しさを増していくものと予測されますが、97.9%の高い普及率である水道事業は、常に市民生活を支えている、まさに最重要のインフラであり、今後も市民に安全で良質な水を安定して供給するために、より一層の健全経営のための努力を期待するところでございます。

以上、承認をいたしました予算に対し、適正に執行された決算であると評価し、本決算に賛成するものであります。どうか多くの皆様からのご賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、未来創政会を代表しまして、第73号議案 平成29年水道事業

会計決算認定に賛成の立場で討論に参加いたします。

南魚沼市の水道料金が高額であることは周知の事実です。それを前提に討論いたします。その水道も、もし災害で使えなくなってしまうと、本当に大切なものであるということを実感いたします。一方で、使えることが当たり前で、維持管理にかかる費用などが水道料金に含まれているということをつい忘れてしまいます。そこで改めて考えていかなければいけないことは、日常生活でのライフラインという考え方です。

現在の南魚沼市の水道事情は、三国川ダムを利用した水道水の配水です。ゆえに三国川ダムと畔地浄水場の利用方法を変えれば、水道料金の問題にも変化があらわれると考えられます。事業収益を見てみると、予算額 22 億 5,230 万円に対して、決算額は 22 億 8,851 万円となり、3,621 万円の増でした。このように黒字経営をできるということを考えると、水道料金の値下げも可能なこととして検討を進めたらどうかと思います。

しかし、このうちに高料金対策の費用が含まれているため、なかなか難しいということも理解をしています。各施設などのアセットマネジメントや、水道料金をいかに値下げしていくかという議論を活発に行い、水道事業管理者から多くのパターンでの水道事業の説明がある中で、今回の水道事業決算はおおむね評価に値するものと感じています。人間生活にとって、水とはこれほどまでに重要だということは言うに及びません。このような前提があって、改めて平成 29 年度水道事業会計決算について考えます。

まず、評価すべき点です。現時点で、水道料金の現状維持の中で事業運営をし、努力をしていること。また、前向きに水道料金を値下げできないかという討論に多くの時間を費やしていることは、市民の生活の安心・安全を最優先して考えている姿勢であることは強く感じます。また、料金収納管理等の民間委託を行い、経費や職員数を削減し、経営努力をしている姿がよい効果を生み出しているということがあらわれていると感じています。

今後の課題として、先ほども申し上げたとおり、災害時の緊急水源の確保を目指して、配水方法の新設、改良するという計画が求められます。また、現有資産の総点検をした結果を詳細に分析し、将来に引き継ぐべき資産を明確にし、災害時でも給水に困ることが少ない水道水の確保などを考えていく必要があります。また、漏水による無駄な支出も抑えるための調査、修繕を行うことも求められます。

このようなことを複合的に考えるのであれば、平成 29 年度の水道事業決算はおおむね評価に値します。今後の水道事業会計においても、多くの課題を克服し、市民生活をよりよいものにしてほしいと強く要望して賛成といたします。多くの議員からの賛同を求めます。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 議長より発言を許されましたので、第 73 号議案 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、歩む会を代表して賛成の立場で討論に参加いたします。

この事業については、常にほかの議員が多くを語ってくれていますので、改めて私が重複した内容をお話しする必要はないかと思えます。重複しないようごく簡潔に申し上げます。この議案は、歳入歳出の執行実績を表した決算書についての是非を問う議案であり、事業内容について語る場ではないものと認識しています。

平成 29 年度の水道事業の歳入歳出の執行結果についての総合的な検証は既に終わって、不適正な予算執行があったとの報告もありません。水道事業について、その施策の質や効果、事務処理手続等も含め、客観的に判断した結果、適正であると認められています。そんなわけで、反対する理由が見当たりません。監査報告を見てわかるとおり、経営状況や水道料金など、さまざまな問題点もあろうかと思いますが、財政的に極めて苦しい現状を考えれば、現行制度において、これ以上の決算書は望めないものと思えます。

以上のことから、可能な限りの経営努力に努められた結果での決算であると判断し、今後も市の水道行政についてさらに改善を心がけ、安全・安心な水道水の安定供給に努めていただくよう強く要望し、賛成の討論といたします。多くの皆様の賛同をお願いいたします。以上です。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、市民クラブを代表いたしまして、第 73 号議案 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計決算認定について賛成の立場で討論に参加させていただきます。

水道事業については、市民にとって極めて重要なライフラインであり、安全・安心であることが求められます。そのためには安定供給体制の確保が極めて重要となります。現在の水道事業の状況は、過大な初期投資が経営を圧迫するとともに、その老朽化に対する経営戦略が課題となっています。しかし、平成 24 年度以降、6 期連続での黒字決算を達成するなど、近年は経営状況も安定傾向にあります。また、平成 30 年度において、設備投資の縮小、維持管理経費の削減をも視野に入れた経営戦略の見直しも進行中であり、市民にとって水道料金の引き下げは必要であると考えますが、安定供給による安全・安心の確保がその前提であることは言うまでもありません。

この意味からも、第 73 号議案 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計決算の内容は、水道事業の現状とともに、安定供給と料金の値下げといった、将来の課題をも見据えた決算内容となっており、認定すべきものと考えます。以上、多くの皆様のご賛同を心からお願い申し上げます。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第73号議案 平成29年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第73号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長 長 日程第6、第68号議案 平成29年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第7、第69号議案 平成29年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第8、第70号議案 平成29年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、日程第9、第71号議案 平成29年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、及び日程第10、第74号議案 平成29年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、以上5件を一括議題といたします。5件について社会厚生委員長・中沢一博君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の審査報告を行います。本委員会には決算審査が5件付託されました。それに基づきまして審査を行ったものであります。

期日でございますけれども、平成30年9月6日、委員出席状況は7名全員でございます。議長からも出席いただきました。

審査の内容であります。おのおの関係いたします執行部からの部長、課長、説明員からの出席を求め、審査を行ったものであります。この本委員会に関しましては、先ほど申しましたように5件であります。時間の関係もありますので、簡潔に報告させていただきますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

最初に、第68号議案 平成29年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてであります。この会計に関しましては、実質収支では1億5,301万円の黒字であります。このうち、翌年度以降の保険税率のための原資として活用できるものは、国の療養給付費負担金の精算返還金が5,000万円ほど増したことがあり、6,500万円ほどになるわけであります。被保険者数は総数で1万3,205人です。前年度比5.5%、776人の減となり、全人口の約23.1%であります。

被保険者の内容を見ますと、ゼロ歳から64歳まで合わせて899人の減となっているのに対して、65歳以上では123人の増加となっております。毎年確実に被保険者の高齢化が進んでいる状況であります。また、前期高齢者の比率は43.9%であり、これらの変化により、保険税収入は減少の一方で、保険給付費は上昇の傾向にあります。収納率に関しましては1.7ポイント上昇し、85.4%となり、6年連続で収納率は上昇しております。基金の残高は、平成29年度末で327万円が変わりはありません。

主な質疑に関しましては、特定健診の受診率が49.1%であるが、どのように努力しておられるか。また、ジェネリック医薬品の割合、短期証の発行は、7割、5割、2割軽減の割合等々の質問がありました。その後、討論に入りましたが、討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で、第68号議案 平成29年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に第69号議案であります。平成29年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてであります。平成29年度については、所得割が7.15%、平均割額が3万5,300円で、これは平成20年度から据え置きになっております。滞納に伴う短期証の発行はありませんでした。また、平成25年度から実施している人間ドックの助成は126人で、前年度より49人増えております。高齢健診の実施率は22.5%で、県平均が24.8%でありますので、若干下回っている現状であります。

質疑につきましては、高齢健診を受けない理由は何か。また、文章がお役所言葉で難しいのではないかと等々の質疑がありました。その後、討論に移りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で、第69号議案 平成29年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算は認定されました。

次に第70号議案であります。平成29年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてであります。これにつきましては、介護人材の不足について、また介護予防事業について、そして成年後見人制度について、生活支援コーディネーターについて等々の質疑を行った後、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、全会一致で、第70号議案 平成29年度南魚沼市介護保険特別会計決算は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に第71号議案であります。平成29年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてであります。城内診療所は、平成21年度から一般病床が15床、介護療養病床が4床の診療所として、上限19床の有床診療所として運営してきたわけでありまして、平成27年度からは一般病床の5床を残して、緊急時対応を限定としての原則無床化としての運営を行ってまいりました。

また、平成30年4月からは、緊急用で確保してきた5床も廃止になったのは皆さんもご承知のとおりであります。完全な無床診療所として運営をしてきていることは、皆さんもご承知のとおりであります。平成28年度からは、所長も臨時職員医師として対応していることもありまして、外来患者数が減少しております。結果として、前年度比1,814万円の減額決算となりました。

質疑に当たっては、委員から、地元にとって必要な診療所という質疑、またこれだけ減額になっている状況を見たときに、総合的に検討する必要があるのではないかと等々の質疑がなされた次第であります。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で、第71号議案は認定することに決定いたしました。

最後に第74号議案であります。平成29年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑に入りました。主な質疑の内容でございますけれ

ども、人件費の割合、看護師、医師の充足率はどのようになっているのか。それについて大和病院では73.03%で、市民病院は65.97%、全体で67.68%となっております。看護師については、毎年11回にも及ぶ採用試験を行い充足に取り組んでいるということ、また医師については常勤医師が14名で、非常勤が大体80名ぐらいたそうであります。内科医の不足が一番の課題であるということでもあります。そして医師確保につきましても、さまざまなネットワークを利用して頑張っていきたいという旨の説明がありました。また、医師と看護師の時間外勤務については問題ないのかという質問に関しまして、常勤医師の働き方改革が一番の課題であると。医師確保の問題につながるということでもあります。そして、看護師について、シフトを工夫して、病院全体で知恵を出しながら対応をしているということだそうであります。そういう質疑がありました後、討論に入りました。討論はございませんでした。採決の結果、全会一致で、第74号議案は原案のとおり認定されました。以上であります。

○議 長 5件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 第68号議案 平成29年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第68号議案 平成29年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加いたします。

一般会計の討論でも申し上げましたが、大企業が史上最高の利益を上げる一方で、アベノミクス不況はますます国民の格差を広げています。安倍政権の社会保障削減は国保や介護の負担が増える一方であります。7月20日に厚労省が発表した国民生活基礎調査で、平均所得以下の世帯は全世帯の6割を超えているそうであります。61.5%だそうです。過半数の人は生活が苦しいと答えているそうです。

市内の実態は一向に景気回復は見られず、市民の暮らしはさらに厳しいのが現状であります。平成29年度1人当たり保険料は、前年度より若干の軽減が図られました。また、今年度は、要するに平成30年度であります。国保の都道府県化で、県平均に近づく軽減が図られています。しかし、国保の構造的な問題、低所得者や高齢者が多く、所得に占める保険料負担割合が高いという問題は何ら変わっていません。払いたくても払えない国保税、過酷な督促、取り立て、差し押さえ、払えなければ実費でかからなければならない、実質的に保険証取り上げの資格証の発給、病気を我慢し重症化してしまい、命を失うようなことがあってはなりません。

払える国保税でなければなりません。さらなる引き下げが必要であります。私は国庫負担

割合を増やすよう求めていただきたいと考えています。平成 12 年度は 34.9%の国庫負担でありましたが、平成 28 年度は 20.4%に減らされています。また、一般会計からの繰り入れ、法定外繰入で保険料負担増を抑制していただきたいと考えています。また、制度改善に向けた取り組みも求めます。一例として子供の均等割の減免を求めます。子育て支援に逆行しています。会社員など加入する被用者保険では、保険料は子供の人数に左右されていません。全国知事会も国に要請しているところでもあります。市のゼロ歳から 18 歳の国民健康保険加入者が 1,000 人と仮定すれば、均等割額 2 万 1,500 円と、支援分 1 万 4,500 円、これを掛けますと 3,600 万円です。十分可能な数字ではないでしょうか。以上、提案を申し上げて、反対討論といたします。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

1 番・大平剛君。

○大平 剛君 皆様おはようございます。それでは未来創政会を代表いたしまして、第 68 号議案 平成 29 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

国民健康保険会計をめぐる情勢は、委員長が申されたとおり、大変厳しいものがあります。被保険者の皆様方の高齢化、そしてそもそも被保険者の皆様が減少しているという状況です。この状況に関しましては、当然これから国に対してもさまざまなものを求めていかなければいけない状況も生まれてくるかもしれません。しかしながら、まず我が市において、この会計予算を健全化していく努力を怠るわけにはいきません。努力を怠る者の言葉を誰が聞いてくれましょうか。

そういう意味におきまして、平成 29 年度の市の予算はいかがでしたでしょうか。確かに特定健診など改善する余地はあるように思われます。しかしながら、収納率は 6 年連続上昇しております。そして、ジェネリック医薬品の普及など、さまざまな努力をされています。こういった努力が、平成 30 年度、今年度における国民制度改革を機に保険料の値下げにつながったと私は高く評価するものであります。

こういった執行部の努力を我々も応援しながら、また、料率改定によって下がった保険料をなるべく守るよう、議会も一緒になって努力していく必要があるのではないかと考え、この決算認定に賛成するものであります。どうぞ大勢の議員の皆様方の賛成をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

4 番・吉田光利君。

○吉田光利君 おはようございます。それでは、第 68 号議案 平成 29 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、南魚みらいクラブを代表いたしまして、賛成の立場で討論に参加いたします。

国民健康保険事業については、平成 29 年度決算では被保険者は 1 万 3,205 人で、前年度より 760 人減と、委員長の報告にもありましたとおりですが、国保加入者は年金生活者、自営者、非正規雇用の占める割合が多い中、医療費の上昇とともに、1 人当たりの療養の給付額が 1 万 1,209 円と増加している厳しい現実は理解しているところであります。

決算額を見ますと、歳入総額で 64 億 3,368 万円、歳出総額 62 億 8,067 万円、実質収支額は 1 億 5,301 万円の黒字決算でありました。収納率については 85.4%で、前年比 1.7%の改善、国民保険税の収入未済額は 2 億 1,439 万円、前年度に比べ 4,272 万円も減少しています。不納欠損額は 1,292 万円で、前年度に比べ 816 万円減少しております。一般会計も厳しい中、いたずらに無制限に繰り上げはできない環境下、執行部の運営経営努力は顕著となっております。特定健康診査事業に 3,121 万円、人間ドック助成事業に 1,811 万円など、市民の健康管理や生活習慣病の予防事業の取り組みは厳しい財政下、大いに評価できるところであります。

国保制度の大改革が施行され、国保財政の責任主体を市町村から都道府県に移管し、財政運営の安定が図られ、制度改革により被保険者の負担が軽減されたとはいえ、依然として国保税の重圧感は大いなものがあります。また、保険給付費の上昇は、必ず後年、納付金の上昇という形で市の負担を押し上げるものであります。市民の保険料の負担を軽減するために、「自分の健康は自分で守る」を意識し、一層の予防医療保健事業に市民と行政が一丸となって取り組まなければいけません。さらなる地域医療の充実、地域経済の活発化、地域コミュニティの活性化により、雇用の拡大、人口問題の改善につながり、結果として国民健康保険事業の安定につながると期待するものであります。

最後になりますが、南魚沼市の被保険者の命と健康を守り、被保険者の負担軽減と保健事業の改善に努めた、平成 29 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定を評価して、賛成討論といたします。皆様のご賛同をお願いいたします。終わります。

○議 長 次原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は市民クラブを代表いたしまして、第 68 号議案 平成 29 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

国保会計につきましては、先ほど反対者の言葉にもありましたけれども、国保の構造的な問題もありまして、他の医療保険より負担感が大きいわけでありまして。さらに国保制度全体の問題としまして、先ほども話に出ました高齢化が進む中で、社会変化、就業構造、そしてまた雇用形態の変化で、非正規の労働者の加入も増えました。さらに地方においては、これも先ほどありましたけれども、景気の回復がなかなか目に見えて実感しにくい中であります。

そしてまたさらに加えますと、南魚沼市の場合は 1 人当たりの医療費が低いにもかかわらず、1 人当たり保険税額が高額になっているという特殊なことにもなっていて、ほかの市町村よりも税の負担感が大きくなっています。このことは、私も国保加入者ですので感じ

ているところでありますし、執行部のほうも今まで過去の答弁から、この認識は同様だというふうに思います。毎年度、不納欠損処理をしながらも、平成 29 年度決算でも 2 億 1,000 万円を超える国保税の滞納があることは、この税の負担の重さだという見方もあるというふうに思います。

そこで平成 29 年度国保会計の決算でありますけれども、細かいことは先ほど来、委員長、またほかの方々から出ましたので省略いたしますけれども、国保税の負担を軽減するために今年も法定外繰入を 8,000 万円いたしました。この法定外繰入は平成 23 年度に初めて予算化されました。この年は基金の取り崩し等がありまして、結果的には法定外繰入しませんでしたけれども、平成 23 年度から平成 29 年度までのこの間、基金を取り崩し、法定外繰入をしながら保険税率を据え置いて、国保税値上げを抑えてきたということは、反対者も承知をしていることというふうに思います。

結果といたしまして、現状では支払準備基金はとうに底をついていますし、今までに繰り入れた一般会計からの法定外繰入も 3 億 9,000 万円になっていると、私は決算書から見ております。反対者は、さらに増やして値下げをしようというふうなことを言うておりましたけれども、ご承知のとおり、国保会計は受益者である被保険者の範囲で、本来、歳入歳出が完結すべきという基本があるわけでありまして。現状の国保加入率、先ほど委員長報告がありましたけれども、23%程度ぐらいだということでありまして、そういう状況からしますと、全市民の税金から無制限に繰り出すことは適当ではないし、またそれはできないことを、反対者も理解されていることというふうに思います。

一般会計の決算審議が終わりましたけれども、個々の予算執行の効率性からすれば、まだまだ選択と集中の必要も余地もあるというふうになるかもしれませんし、実際私もそのとおりであると思いますけれども、審査を通して——例えば橋梁長寿命化のことも出ました。100 年計画だそうですけれども、366 億円かかる。公営住宅、公共建物の長寿命化計画もあります。

そして、先ほども出ました上水道の水源問題、下水道の不明水問題。今、マンホール周辺の対応をしていますけれども、これだけでも数十億円かかる見込みであります。そして、全国的にはこの不明水問題、老朽化による不明水問題が全国的に大きな問題になっていまして、これもやがて対策をしなければならぬということになると思います。当然、補助を受けてありますけれども、欠かせないインフラ整備だけでも課題山積のわけであります。反対者は先ほども言いましたけれども、個々の事業については、私らの考えが及ばない深い読みをしながら提言もしてもらっていますけれども、標準財政規模約 200 億円の自治体の市政全体を見た財政運営のあり方、そしてバランスという観点からも、国保会計への一般会計からできる努力の範囲や限度を見る必要も、私はあるのではないかとこのように思います。

平成 29 年度の国保会計の決算に話を戻しますと、財政的な法定外繰入による税負担の軽減のほかにも、引き続きの収納率の向上の努力をいたしました。先ほども出ました、6 年連続で収納率が上がっているということでありまして、といたしましても、長期滞納者への現実的な

納税相談も行いながらであります。そしてまた、短期保険証、被保険者資格証世帯があった場合に、緊急時の配慮もしながらであります。そうしてまた、データヘルス計画に沿った効果的な保健指導やジェネリック医薬品の普及、今行っております特定健診、特定保健指導は全県的には高い受診率のようであります。

国民健康保険、国民皆保険制度を支える基盤の部分を担当しているわけでありますので、いつも言っていることでもありますし、反対者も言いましたけれども、病気になったとき、誰もが安心して医療にかかれるために、今後ともできるだけ税負担を抑える努力をしてもらわなければならないことは言うまでもないことでもあります。国保が県に移管になる最終年度のこの平成 29 年度は、今述べました取り組み等を私は評価いたしまして、賛成の討論といたしたいというふうに思います。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第 68 号議案 平成 29 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 68 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 69 号議案 平成 29 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、第 69 号議案 平成 29 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加をします。

被保険者数 9,669 人、前年度比 15 人の減、保険給付費は 64 億 2,799 万円で、前年度より 2,345 万円の減です。後期高齢者医療制度は 2008 年に導入され、丸 10 年が経過をしました。国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と差別を押しつけるものです。高齢者の負担は介護保険料と合わせると大変な金額になり、年金が上がらない中で、保険料負担が増え、毎年年金が減らされるといった声にもつながっています決算でも収入未済額が 205 万円と、昨年より 3 倍近くになっているのも耐えがたい負担になっていることのあるらわれではないでしょうか。

私たちは、後期高齢者医療制度を速やかに撤廃して、元の老人保険制度に戻すことを主張

しています。減らされ続けた高齢者医療への国庫負担を復元し、保険料や窓口負担を軽減することを求めます。欧州諸国など先進国では窓口負担は無料、または少額の定額制です。日本でも岩手県沢内村、現在の西和賀町で始まった老人医療無料化制度が全国に広がり、1973年から1983年まで国の制度として実現した歴史を持っています。西和賀町では、現在でもその制度が継続をしています。ほかにもそうした自治体があります。我が南魚沼市でもお年寄りにやさしい自治体を目指し、財源を確保し、負担軽減に踏み切ることを求め、反対の討論といたします。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、市民クラブを代表いたしまして、第69号議案 南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

日本は、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を現実のものとしていますが、これを支えてきたものは国民皆保険制度であると考えています。この国民皆保険制度を、今後一層進展する高齢化社会の中において、いかに持続可能なものとしていくかは重要な課題であります。そのために後期高齢者医療広域連合を保険者とした後期高齢者医療制度が創設され、若者と高齢者の費用負担の明確化とともに、高齢者に対する医療・介護サービスの質の維持、向上を目指すこととなりました。

この制度のもとでは、市は、保険料の徴収事務、申請・届出の受付、さらには窓口業務を担うものであり、その他の業務は新潟県後期高齢者医療広域連合が担うものとなっています。第69号議案 南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算の内容は、反対討論にございましたような国庫負担の低減等を含めて、それらに影響を与えるような内容のものではなく、議会において承認をされた平成29年度予算に基づき適正に執行されたものであり、当然に認定すべきものと考えます。以上、多くの皆さんのご賛同を心から雄お願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第69号議案 平成29年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第69号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 70 号議案 平成 29 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、70 号議案 平成 29 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定に、反対の立場で討論に参加をします。

平成 29 年度決算、介護保険料の収入済額は 64 億 4,221 万円、支出総額 62 億 8,623 万円で、差し引き 1 億 5,598 万円の翌年度繰り越しとなっています。その中で保険給付が確実に伸びていますが、対介護保険料との比率では、平成 25 年の 18.8%から、平成 29 年には 22%へと上昇しています。

介護保険制度は、18 年前、家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されましたが、実際には要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から保険あって介護なしといわれてきました。さらに、歴代政権の社会保障費削減路線のもと、負担増やサービス取り上げの制度改悪が繰り返され、介護保険だけでは在宅サービスを維持できないと、状況はますます深刻化しています。給付削減の改悪は、利用者、家族を苦しめるとともに、いざというときに使えない制度という国民の不信を高め、制度の存立基盤を危うくするだけです。利用者からサービスを取り上げる改悪や、機械的な利用制限の仕組みを撤廃し、介護保険を必要な介護が補償される制度へと改革していくことが求められています。

現在の介護保険は、サービスの利用が増えたり、介護職の労働条件を改善すれば、直ちに保険料、利用料の負担増にはね返るとい根本的矛盾を抱えています。厚労省の見通しによれば、現在、全国平均で 5,000 円台の 65 歳以上の保険料は、2025 年には月 8,200 円まで引き上げるとしています。保険料、利用料の高騰を抑えながら、制度の充実や基盤の拡充を図り本当に持続可能な制度とするには、公費負担の割合を大幅に増やすしかありません。安心できる介護保険制度を目指し、国の姿勢を転換し、国庫負担分を直ちに 10%引き上げることこそが抜本的方策です。こうした将来展望を持ち、自治体として独自の対応が求められています。高い介護保険料、利用料軽減のために、一般会計からのさらなる繰り入れを求め、反対の討論といたします。以上です。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 未来創政会を代表いたしまして、平成 29 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

賛成の理由を完結に申し上げます。まず、介護予防事業の取り組みについてであります。介護予防普及啓発として、口腔健康教室、機能訓練事業、筋力づくり、水中運動教室を開催し、6,666 人もの参加があったことと、地域介護予防活動支援を 85 会場で開催したことを上げます。介護保険給付額を抑制するために、最も重要である予防に力を入れるという当初予

算の目的を達成したものと評価しております。また、低所得者に対する介護保険利用者負担額の軽減に努めている点、地域支援事業として日常生活総合支援や包括的支援事業としての職の自立支援、認知症サポーター養成講座、在宅福祉サービスなど、身近なところからこつこつと積み上げる活動も定着してきています。

相対的に全事業を見渡し、厳しい財政状況の中、着実な成果が見られることから、平成 29 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定に賛成いたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 70 号議案 平成 29 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、認定の立場で市民クラブを代表して討論に参加するものであります。

先ほど反対者が制度の発足について、保険あってサービスなしというような表現をされましたので、この保険の始まりをちょっと話させていただきます。療養病床は長期の医療を必要とする慢性期の患者を受け入れる病床であり、一般病床とは区別されるものであります。慢性期患者の中に、主に医療を必要とする方と、主に介護を必要とする方が混在していたために、2000 年度に介護保険制度が導入されたわけでありまして。主に介護を必要とする方は介護保険でカバーする体制ができ、あわせて療養病床は介護型と医療型に分けられ、介護療養病床には介護保険、医療療養病床には医療保険が適用されることとなったわけでありまして。医療療養病床は 2011 年度末で廃止、全廃、これが示されていたわけでありましてけれども、医療と介護の機能分化の明確化を図ると同時に、長期入院の是正を通じて、医療費の適正化が目指されることになった。しかしながら、転換がなかなか進まず、2011 年度末から 2017 年度末、さらには 2023 年度末まで全廃が延期をされることになったわけでありまして。

こうした中で、介護療養病床というものは老健やグループホームなどへの転換が進められたわけでありましてけれども、こちらもなかなか進んでいないと。そして新型老健というものが、夜間対応も行う介護療養型老人保健施設でありますけれども、新型老健が 2008 年に創設されたわけでありましてけれども、これも療養病床利用者の転院先、受け入れ先がなかなか見つからない、転換すると利用者の医学的ケアが十分行えない不安がある、また建物改修が必要となる、いろいろな理由で転換が進まない中であります。そして国は介護療養病床の転換先として、介護医療院を新たに創設したという時代になっております。

介護保険制度は、介護が必要な方に、保険という手法を用いて、全額自己負担ではなく助け合いの精神で支え合おうというのがそもそもの基本であります。医療費抑制という側面があり、ややもすると利用制限ということにつながりかねないという不安があります。それは確かではありますが、制度を賢く使っていくことが大切だと考えております。

平成 29 年度の決算状況を見ますれば、第 6 期介護保険計画の最後の決算でありました。予算に対して支出済額、若干減った。この部分を基金に積み立てをしたということでありまして。

ただ、保険給付額が 57 億 9,633 万円で、先ほど審議されました国保会計の規模に迫ってきているということはゆゆしき事態かなと思っております。その中でも市の負担が重い地域支援事業は、7,757 万円増えて 2 億 1,747 万円でありました。限度額に対する執行率が 50%を切り、45.3%となりましたが、先ほど申しましたように準備基金に 5,240 万円を積み立て、残高が 3 億円を突破し 3 億 2,524 万円となったわけであります。

平成 29 年度決算でも浮き彫りになったのは、その課題は全国と同じ人材不足による受け入れ制限や施設の維持であります。第 7 期に向けての調査結果、これは第 6 期の最後の平成 29 年度に行いましたが、十分にその結果を検討し、サービスが必要な人にきちんとサービスが提供できるように、現場の声をよく聞き、介護保険の充実のため一層の努力を期待して、認定に賛成するものであります。同僚議員から多くの賛同をいただきたいと思えます。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第 70 号議案 平成 29 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 70 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 会議の途中ですが、ここで休憩といたします。再開は 11 時 20 分といたします。

〔午前 10 時 59 分〕

○議 長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

〔午前 11 時 20 分〕

○議 長 第 71 号議案 平成 29 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 71 号議案 平成 29 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 71 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 74 号議案 平成 29 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 74 号議案 平成 29 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 74 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 なお、先ほど採択されました平成 30 年度陳情第 3 号については、委員長報告のとおり同陳情を市長に送付すること、並びにその処理の経過及び結果の報告を市長に請求することといたします。

○議 長 日程第 11、第 60 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 60 号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は、平成 30 年 3 月 31 日の地方税法の一部改正のうち、10 月 1 日から施行されます改正部分について、条例の関係部分を改正するものであります。

内容は、たばこ税における加熱式たばこへの課税方法の見直しと、たばこ税の負担水準の見直しを行うものであります。

それでは新旧対照表でご説明を申し上げます。議案書の 5 ページをお開きください。右側の欄ですが、現行の第 81 条を、第 81 条の 2 としまして、第 81 条として、新たに「製造たばこの区分」の条項を置くものであります。いわゆる加熱式たばこは、現行では明文の規定がありませんで、「パイプたばこ」に分類をされておりますけれども、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設するものであります。その下の下、82 条の 2 は、加熱式たばこにおいて、現行では税額に反映されないグリセリンなどの溶液の重量について、税制上の取り扱いを統一し、溶液についても製造たばこの重量としてみなすという条項を追加するもの。

次の 6 ページから 7 ページにかけてですけれども、第 83 条はたばこ税の課税標準について定めるもので、紙巻きたばこ以外の製造たばこを紙巻きたばこに換算する方法を定めるものです。第 83 条第 1 項及び第 2 項は、改正に伴う文言整理を行うもの、第 3 項は、新たに区分

をしました加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する方法について、現行の方法を見直し、製品の重量と価格による換算方法に改めるものであります。

現行では、パイプたばこの換算方法を用いまして、葉タバコが詰められたスティックやカプセルの重量1グラムを紙巻きたばこ1本分に換算して課税をしておりますけれども、これですと、紙巻きたばこよりも税額が低くなってしまいうこととあります。ばらつきがありますけれども、およそ紙巻きたばこの1割から8割ぐらいの税負担になるということとありますけれども、改正後は、加熱式たばこの重量0.4グラムを紙巻きたばこ0.5本とする方法と、紙巻きたばこ1本に相当する金額の加熱式たばこを0.5本とする方法を併用しまして換算を行うものであります。

これによりまして、税負担の水準を紙巻きたばこに近づけるわけとありますけれども、増税となる影響を緩和するため、5年間かけて段階的に移行することとしております。今回の改正では現行の方法に0.8を乗じ、改正後の重量と価格による方法にはそれぞれ0.2を乗じて算出しますけれども、今後、現行方式には乗じる割合を0.2ずつ減じ、新方式には0.2ずつ加えることで、5年後には新方式へ完全に移行することとしております。

7ページの下の方、第4項は、第3項の追加による項ずれの修正と、文言整理。

8ページをお開きください。第5項は、第3項第2号で行う加熱式たばこの重量を紙巻きたばこの本数に換算する場合の計算方法について定めるもの。

第6項は、第3項及び第5項の追加による項ずれの修正と、文言整理。

第7項は、第3項第3号で行う加熱式たばこの金額を紙巻きたばこの本数に換算する場合の計算方法について定めるもので、第8項は、その計算の際の端数処理について定めるものであります。

第9項は、第3項で行う加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する際に生じる端数の処理。

第10項は、換算方法の詳細を法施行規則で定めるというものであります。

第84条は、たばこ税の税率を改めるもので、紙巻きたばこ1,000本当たり5,262円を5,692円、431円の増とするものであります。

第85条及び9ページの第87条は、改正に伴う文言の整理であります。

戻りまして4ページ、改正条例の附則であります。この条例は、平成30年10月1日からの施行としたいものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 内容はわかりまして、5年間で緩和的に、5年間かけて変えていくということです。この条文からしますと、初年度分の改正になると思うのですけれども、毎年毎年こういう条例が出るのか。そして10月1日から施行ということなのでも、次年度以降の切りかえですね、4月1日とか、そういうところの予定をちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 毎年の改正になると思われま。切りかえ日も同じく 10 月 1 日になるものと考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 60 号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 60 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 62 号議案 南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第 62 号議案につきましてご説明申し上げます。今回の条例改正は、八海中学校の開校によりまして空き校舎となった旧五十沢中学校へ、にこにこクラブが移転することに伴い、放課後児童クラブの設置位置を改正したいものであります。

3 ページの新旧対照表をごらんください。現行、第 2 条の表中、にこにこクラブの位置「宮 454 番地 4」を、「宮 472 番地 3」に改正したいものであります。

1 ページに戻っていただき、最下段、附則として、この条例は平成 30 年 10 月 1 日から施行するにしたいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 62 号議案 南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 62 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 63 号議案 南魚沼市家畜指導診療所の診療に係る使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 第 63 号議案 南魚沼市家畜指導診療所の診療に係る使用料及び手数料条例の一部改正について、提案理由を説明申し上げます。

改正の内容は、現行条例で引用している農業災害補償施行規則が全部改正されたことに伴い、引用法令の名称変更及び引用条項の変更を行うものです。

新旧対照表で説明しますので 3 ページをごらんください。南魚沼市家畜指導診療所の診療に係る使用料及び手数料条例の第 3 条の農業災害補償法施行規則第 33 条第 1 項及び第 34 条の 3 第 1 項を、農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）第 117 条第 1 項及び第 166 条と改正する内容であります。

戻って 1 ページをごらんください。附則として、この条例は交付の日から施行するものであります。農業保険法施行規則、農業災害補償施行規則の全部改正は平成 29 年 11 月 2 日に交付されており、本来であれば、3 月議会で上程するべきでしたが、担当職員が失念しておりまして、今議会で上程して改正したいものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 63 号議案 南魚沼市家畜指導診療所の診療に係る使用料及び手数料条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 63 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 65 号議案 セミナーハウス条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第 65 号議案につきましてご説明申し上げます。今回の条例は、塩沢セミナーハウス及び欠之上セミナーハウスを教育目的の研修施設として限定することなく、普通財産として今後の有効活用を図るため、セミナーハウス条例を廃止したいものであります。

塩沢セミナーハウスにつきましては、塩沢中学校の寄宿舎として昭和 48 年に建築され、その後、平成 4 年に大規模改修が実施され、セミナーハウスとして教育目的の研修施設として運営されてきました。しかしながら、近年では研修目的やその他利用も含め利用は低迷しているにもかかわらず、施設運営費は毎年 200 万円以上の経費が必要となっております。このような中、昨年度からモンスターパイプ等、市内のスポーツ施設を活用した冬期間のスキー・スノーボードチームの合宿所として利用され、延べ人数 1,000 人を超える利用がなされています。今後も、市のスポーツ振興の観点からもスポーツ合宿の拠点としてさらに活用を進めていきたいと考えております。ただし、現行条例では、研修目的のほか施設の使用は基本的に市民に限られるなど、今後の活用を図るには制約が大きいものとなっております。このため条例を廃止し、施設の貸し付けなどを検討しながら、さらに有効活用を図っていきたいと考えております。

次に欠之上セミナーハウスにつきましては、旧欠之上小学校の跡地に昭和 59 年に設置され運営されてきました。また、敷地内にプールが設置され夏休みのプール開放に利用されてきました。ただし、プールは老朽化が著しいことから今年度取り壊すこととしまして、プール開放は今年度から北辰小学校で行われております。欠之上セミナーハウスの近年の利用状況は、これまでのプール開放を除くと行政区の利用などで年間数日が利用される程度ですが、毎年約 100 万円以上の経費が必要となっております。また、今後も施設の老朽化や少子化などから研修施設としての利用が増加することは考えにくい状況にあります。このため、塩沢セミナーハウスと同様に条例を廃止した上で、普通財産として施設の貸し付けを含め今後の活用を検討したいと考えております。

なお、附則として、本条例の施行期日を平成 30 年 10 月 1 日としたいものであります。説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 大体理由はお聞かせ今いただきました。その中でやっぱりちょっと私の心配というか、私の取り越し苦労だと思いますけれども、施設の今後の状況という部分を普通財産になって、今まで、今度はモンスターパイプの合宿所という形でやっていきたいというふうに聞きましたけれども、例えば、この宿泊という部分、法的に全然問題はないのか。そういう部分はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思っています。

それと、地元のやはり旅館関係さんもあるかと思っています。私どもが出た場合、民間圧迫と

という言葉がどうしても出てきます。そういうふうに地元の観光産業の皆さんの理解はできているのか。そして、それをどのような体制で体系、運営をしていこうとしているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 教育部長。

○教育部長 それではお答えいたします。まず第1点目の法的に問題はないかということですが、実は合宿所として運営を検討してまいったところですが、利用料、当然、実費相当分として徴収するのが妥当だということで考えまして、ただ利用料を徴収することになりますと、使用形態、連続して、繰り返して使用すると、利用料を頂戴することになりますと、旅館業法の営業許可が必要になってまいります。

旅館業法の営業許可が必要だということで、ちょっと私どもは調べてみたのですが、旅館の営業許可を取るには、旅館に用途変更するための建築用の図面が必要になったり、消防法に適合するように施設改修が必要になったりします。あと帳場の設置とか、常駐の管理人が必要になるために、多額の経費がかかるということで、旅館業法の営業はちょっと断念したいと思いましたが、旅館業の営業許可を取ったといたしましても、営業者が宿泊者を選ぶことができないという形があったりします。あと、不特定多数の宿泊者を受け入れなければいけないということで、法規上いろいろ問題が出てくるのではないかと、

あともう一つは、質問にありました民業圧迫の件だと思うのですが、そのことで旅館業の許可を取りまして、私どものほうでも安い、安価な実費相当額でお金を徴収することになりますと、民業圧迫になるということで、旅館業の許可は諦めておりました。そういった形態で、今、行政財産から普通財産にして貸し付けを行った上で、合宿所としての運用を図っていただきたいというふうに考えておりました。あと、周辺の旅館施設ということで、検討していた旅館業の皆さんと調整を図っていたかということに関しては、私どものほうでは調整は図っておりませんでした。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 普通財産にすることに関してはいいかと思っておりますけれども、今の答弁を聞いておまして、このままどういう形でいくのか、ちょっと不安を感じました、申しわけないですが、どういう運営体系でいくのか、例えばまたそれを改修するときに、市が負担していくのか、いろいろな部分が出てきます。一番最後に言っていた、やはり地元の人たちとの協議がなされないときにやっていくということは、私はちょっとこれからいろいろな問題が出てくるのではないかと、

その点、そういうことで今までの、正直いってその部分に関して、そういうふうな形でやってくということで確認させていただきましても、もう一回、今後の例えば改修した場合は、それはどのようにやっていくか、今現在どのような思いがあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。そのまま、具体的にもうモンスターパイプという合宿という言葉が出ているのですから、具体的にどのような形で考えているのかお聞かせください。

○議 長 教育部長。

○**教育部長** 現在ですが、今後、施設の改修自体は考えておりません。それにおきまして、実費相当分ということで、光熱水費は借りていただく方に負担していただくということで、家賃相当額ということで、幾ばくか上乗せをさせていただきまして、そういった形で現在のセミナーハウスを貸し付けるという形での考えであります。以上です。

○**議 長** 16番・中沢一博君。

○**中沢一博君** そうしますと、例えばどこかきちっと、もうそういう受け皿みたいなのはあるという形で私どもはみなしていいのでしょうか。これからでしょうか。変な話、例えばそれをどこかがきちっと責任を持ってやっていかなければいけないと思うのですが、普通、私ども、市の財産を使うわけにありますので。その点どのような、もう一回確認してください。本当に民業圧迫にならないのかどうか確認してください。もう一度お聞かせください。

○**議 長** 教育部長。

○**教育部長** 全部施設を貸し出すということで、現在交渉中であります。確実に決まってはいませんけれども、その辺で私どものほうでは民業圧迫にはならないと思っているのですが。あと、施設の管理につきましては、今後、合宿所としての管理ですので、施設管理といったしましては生涯スポーツ課のほうで管理していくような形で考えております。以上です。

○**議 長** 13番・岡村雅夫君。

○**岡村雅夫君** 今、教育資産としてはやめるということで、それで教育部がそこまで何で交渉中とかという話になるのですか。ちょっと、一般財産になるのだったら一般財産で、今度そちらでどうして使うかということを考えるのが普通だと思うのですが、ちょっと論理が違っているなど。それは学校の敷地内にあるからとか、影響は学校教育課との関係があるのだとか、そこがはっきりしていません。今度は一般財産にするということですから、そうすると今度教育部じゃないところでの計画になるわけですね。そこをもう少しきちっとして、そうしないと答えられないでしょう。誰に貸すのか、誰が借りたいといっているのか、あるいは売却したいのかとか、通常だったら、今の論理の話であつたら売却ですよ。売却しなければ、いろいろな法律から改修から維持管理費から、維持管理費を解消するためという理由もあつたでしょう。ちょっときちっと説明しないとこれはだめですよ。誰がやっているのですか、教育部じゃないでしょう。教育部でやるのだったら教育資産としてやらなければだめです。どうですかね。

○**議 長** 教育長。

○**教 育 長** 教育部というか、市全体の施策として、市長部局と教育委員会と協議してやっております。大きな目的は、モンスターパイプ等のウィンタースポーツ、横乗り系のメッカとしたいという理念のもとに、セミナーハウスを活用ということで今まで検討してまいりました。受け皿は、アカデミーという団体がありまして、そこときちんと打ち合わせをやりながらここまで進んできております。

教育委員会が絡んでいるのは、冬期間の中で、3学期はこちらで授業を受けたいという要

望もありますので、その辺を今整理しながら進んでいるということで、市長部局と教育委員会部局と一緒に検討しているということでもあります。今ご心配の受け皿はきちんとしておりますので、そこと協議をしておりますし、貸し出すということでもありますから、所有する部分については市の所有物になりますから、当然貸し出した中に、建物的な弊害が出たときは、貸し出しするときに条件を決これから決めていきますが、市が修繕費等をきちんと持つべきものと私どもは考えております。以上であります。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 これ、そうなると指定管理的な形になるのではないですか。公募して。そうしないと、一切市が持って、教育部の関係が出てきながらと、そして旅館業法の問題、いろいろ考えると、こういう事業をやりたいからぜひ私にやらせてくださいという形で提案があって、それなら一切任せますよと、修繕も一切やってくださいと、こういう話にならないといけないので。さっきからお金がかかるからという話とは全然違ってきますよ。教育部の予算ではなく、今度は一般会計予算でそれを回収して、ちゃんとやるということですかね。

○議 長 教育長。

○岡村雅夫君 教育部はもういいですよ、教育部ではだめですよ、これ。教育部じゃないでしょう。

○議 長 教育長。

○教育長 教育部じゃだめという話はおかしいのではないのでしょうか。まず説明させてください。指定管理ではございません。市の施設として、教育財産から一般財産に移行して、それを受け入れがきちんとしているアルビレックスアカデミーというきちんとした団体がありますので、そこと交渉して、そこに市の建物を貸し出すということでもありますので、指定管理ではありません。市の建物として貸し出すということでもありますので、説明がつく話だと私は思っているのですけれども。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 塩沢のセミナーハウスですけれども、今の質疑を聞いていると、多分この冬ですよ、アルビのスポーツクラブから水道光熱費相当ですかね、相当安い金額だったというふうなことは聞いていますけれども、普通財産としてそうしたほうが合宿を受けやすいというのは、それはわかった。わかりましたけれども、同僚議員が言ったように、合宿等々であれば、これは民間でそういうことをしているところがあったら、そこに話をして、そこからやっていただくというのが筋ですよ。このスポーツクラブ自体も民間ですから、慈善事業団体ではないのですよ。生徒からそれなりの、月幾らかは知りませんがいただいで、そしてスポーツのあれを運営しているわけですから、言ってみれば利益団体なのですよ。こういうところに低額で貸し出しをしながらやっていくということについては、それはいろいろな問題がこれから発生するわけでもありますから、もっと慎重に検討してやらなきゃだめですよ。

だから、そこら辺が考え違いしてもらっては困る。貸すものは貸す、売るものは売るので

ったらいいのだけれども、この利益団体がそういうことをして、安く借りられて、そこからいろいろな事業をしていくというのは、一方から見れば、本当に民業圧迫ですよ。ですので、ここは慎重にやらなければならないですよ、慎重に。ですので、今後の計画がはっきり出せるというのでなければ、なかなかこの廃止条例についても、賛同もちょっといたしかねないなどという感じがしてきたのですけれども、本当にきちんと説明ができるようにやれるのですか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 きちんとした説明ができるようにやってまいりたいと思っておりますが、今の変則的な考え方については、塩沢中学校と塩沢小学校に、3学期になったら通学しながらそこを活用するということでありますので、そういうメリット等があったときに、民間の寄宿舍ということよりも、セミナーハウスを活用したほうが双方のためにより有効に使えるという発想からきております

アルビレックスのアカデミーとは、3学期の授業に関しての打ち合わせについては密に打ち合わせをしております。その担当の窓口の生涯スポーツ課長が間もなく来ますので、本当は私が全部内容を把握して、ここで答弁できるようにして備えればよかったですけど、おわびをいたしますが、一番詳しく答えられる人間を間もなく呼んでまいりたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 そういう心配されるころはあるかと思えます。きちんとした対価を、初年度でしたので、今指摘があったような、ちょっといろいろなところが出てしまったところも事実なのです。それを途中からやっぱりきちんと見直さなければならないということで当然やってまいりました。

子供たちの育成、例えばハーフパイプ自体を県がトップアスリートの活動拠点という事業の中でつくってくれた——これは1億円以上も出していただいて。これらがあるけれども、当初から言っていたのは、魂を入れる部分としてはやっぱり子供たちなのです。トップの人たちだけではなくて、本当の意味はジュニアの育成ということをやっつこう、それは別に南魚沼市だけの問題ではない。しかし、今のこのセミナーのやつは、基本的には市民向けなのです。そこのところをやっぱり変えていかなければ、いくら言っても、我々が本当にやろうと思っていたところに達し得ない。そういうところの含みがある。そして、通年で本当に子供たちが来るような状況が、この近い将来私はあるというふうに感じておりますし、そういう声もあるのです。ただ、昨年始めて、昨年の冬というか、この前の冬12月からかかってくるわけですけど、この部分では、やっぱり冬の間だけでも今の状況はある。しかし、必ずこれはちょっと変わってくると思えます。

そして、今アルビレックスのトップアカデミーの人たちだけではなくて、今後はさまざまな形でやっつこう。別にそこにだけ貸して——貸すというか、交渉しているということではなくて、今はそうなのですけど、今後はさまざまな形でそういう若い子供たちがこの地に来て、この施設環境の中で頑張っつこう。それを支えていくという、まだほんの第一歩

ですから、民業圧迫とかそういう問題ではない。全然違う。ちゃんとした対価をきちんともらって、市民よりも安くやってやろうなんて、そういうことではないのです。ただ、それはやっぱり相手方のところとこれからつくっていくということですから、セミナーハウスのこの部分でつまづいているようでは、我々が言っていることに、私は目標を達していかない、そこをきちんとやっていって前に出ていきたいという思いでありますので、民業の圧迫とか、そういうものでは全然ありません。そういうふうに私は思ってやっています。

確かに教育部が今やっています。いろいろご指摘があります。今、県もそういう部分は知事部局になってきています。まだ我々がそういう検討をしているわけではありませんが、こういうスポーツを使った、将来に向かっていろいろやるということが、教育部局だけの問題ではなくて、市長部局も含めた横断的なものの考え方の中で、もっと言えば、戦略的にこれをしていくとすれば、市長部局になっていくという方向が、全国のこういうことを頑張っているところは出始めています。そういう今、過渡期にもあるということも、教育部だとか縦分け論だけではなく、進んでいくという方向性を出さない限り、我々が前に出ようとしている、南魚沼市が目指すスポーツを使った地域づくりというものは一步も前に出ないと私は思いますので、ぜひこの点をご理解をいただきたいというふうに思います。

〔「休憩動議」と叫ぶ者あり〕

○議 長 とりあえず休憩といたします。

[午前 11 時 58 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 12 時 02 分]

○議 長 昼食のため、休憩といたします。再開を 1 時 30 分といたします。

[午後 12 時 02 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 1 時 30 分]

○議 長 ここで、教育部長から発言を求められていますのでこれを許します。

教育部長。

○教育部長 今回の提案でございますが、行政財産から普通財産へ移行するための提案でございますので、その後の利活用方法についての進展状況につきましては、何らかの方法で皆様に報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○議 長 質疑を続行いたします。

2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 行政財産から普通財産という部分ではわかりましたし、市長のほうから、ここをメッカにといいますか、モンスターパイプを拠点にということになろうかと思うのですが、そういうお話も伺いました。その部分については了解したのですが、先ほどの経過の中で、具体的な業者の名前といいますか、それから例えば利用料等についても協議を

しているというようなお話があったのですけれども、本来であれば公共財産ですから、一般財産に移してより自由な利用ができる、そういう体制に移して有効利用したいという部分では理解できるのですけれども、例えばどういう——貸し出すにしろ、販売にするにしろ、その形態ですとか、貸すのであれば例えば料金体系ですとか、そういったのは本来であれば決まって、その後、希望者があれば募るといふか、公募するというのが一般的といいますか、それが筋なのだろうと思います。けれども、その料金等がまだ決まらない、これから条例で一般財産に移す段階で、特定企業の業者の名前が出たり、そこと協議をしているというのがちょっといかなものか。利益供与でもないのですけれども、そういった部分、そういうのが必要な何か状況でもあるのかどうなのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 先ほどから、「オールアルビレックス」というお名前が出ておるのですけれども、現在アルビレックスとの打ち合わせ状況につきましては——今シーズン、冬は入居しておったのです。これはセミナーハウス条例の中で利用していただいたのですが、今回は条例を廃止して普通財産になったときに、借りる気がありますでしょうか、というふうな打診はしてあります。その際には光熱水費等は当然、自分たちで払っていただきます。今、光熱水費は市が払った中で借りていたわけですけれども、光熱水費等は自分たちで払った中で、当然今までよりは不利な形になりますけれども、それでも借りる意思はありますでしょうか、というところの確認まではしてありますけれども、今回のこの議決をいただかないと、それ以上の突っ込んだ話はできないということで、今のところは借りる当てが1つあるという程度ということで、ご理解いただければと思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

○議 長 採決いたします。第 65 号議案 セミナーハウス条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 65 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 66 号議案 南魚沼市生涯学習指導センター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第 66 号議案につきましてご説明申し上げます。今回の条例改正は、南魚沼市

学習指導センターが市役所大和庁舎から市民会館に移転することに伴い、学習指導センターの位置を改正したいものであります。

3 ページの新旧対照表をごらんください。現行、第 2 条の指導センターの位置「浦佐 1188 番地 2」を「六日町 865 番地」に改正したいものであります。

1 ページに戻っていただき、最下段、附則として、この条例は、平成 30 年 10 月 9 日から施行するのとしてほしいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 66 号議案 南魚沼市学習指導センター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 66 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 81 号議案 平成 30 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 81 号議案 平成 30 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 6 号）につきまして提案理由を申し上げます。今定例会の所信表明で触れました上田地区の小学校統合に関しましては、統合協議会において平成 32 年 4 月の統合を目指す方針が出されました。教育委員会において決定をいただいたところであります。また、先日の総務文教委員会でもこの旨の報告をさせていただいたところであります。平成 32 年 4 月の統合小学校開校に向け、今後さらに統合協議会とともに実務的な協議を進めてまいります。同時進行で統合に向けた施設面での改修が必要となってまいります。この施設改修について、来年度予算で工事を行うために必要となる設計を早期に実施する必要がありますので、そのための補正予算を編成したいものであります。

歳出では、教育費の小学校整備費に、実施計画、業務委託料として 900 万円を計上いたしました。

歳入では、財源として市債の総務債に、公共施設等適正管理推進事業債を 810 万円計上し、

収支差額につきましては予備費で調整をいたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 810 万円追加し、歳入歳出予算総額を 313 億 4,098 万 5,000 円としたいものであります

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 81 号議案 平成 30 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 81 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 82 号議案 市道大崎穴地線暗渠管漏水事故に係る損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 82 号議案についてご説明を申し上げます。この議案につきましては、9 月の議会会期中に和解の協議が整いましたので、本日審議をお願いするものでございます。

本案につきましては、平成 29 年 11 月 20 日に大崎 270 番地付近で発覚した、市道大崎穴地線を横断する暗渠管の破損による漏水により、相手方住居地下部分の土を長期間にわたり流出させた事故について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき損害賠償の額を定め和解することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

事故の概要につきましては、相手方の住宅地下部分の土が湧水によって流出し空洞化していたため、基礎の補強、地盤改良、埋め戻し等を行ったものでございます。原因を調査したところ、市道大崎穴地線沿いの水路と側溝をつなぐ横断暗渠管の破損を確認し、長期間にわたって道路地中での漏水が続き、これが住宅地下への湧水になっていたものと考えられます。これ以外の住宅地下への湧水等は確認できませんでした。この市道大崎穴地線は、もともと新潟県の管理する国道であり、新国道開通後に旧大和町へ移管され、合併により南魚沼市の管理する市道となっております。恐らく国道時代につくられた暗渠管と考えられますが、この管理者等は不明でございます。

それでは、議案をお願いいたします。

1、和解並びに損害賠償の相手方は、市内在住の男性でございます。2、損害の額は190万円とし、3、事故の責任割合は市50%、相手方50%とするものでございます。4、和解の要旨は、南魚沼市が相手方に95万円を支払うことで和解し、以後、一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

なお、本件の損害賠償につきましては、市が加入いたします道路賠償責任保険の対象となり、保険会社とも打ち合わせ済みでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます

○議 長 質疑を行います。

20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 管理者が不明ということですが、でも市の責任というものが発生して、その相手方が本当にこれでいいと言えればいいのだから、市がここで何らかの責任があるということでこういうふうにするのであれば、市のやっぱり過失というのがすごく大きくて、それによってということの原因であるならば、やっぱり100%持つべきじゃないかなというふうに思うのですけれども、その不明だけでも市になったということですね。管理者不明だけでも、市ですよということになって、何でこういうふうに——ちょっとよく理解ができない部分があるのですけれども、その辺を説明願います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 おっしゃるように、なかなか管理者がわからない横断暗渠だったわけですが、明らかに道路敷の中に入っている施設だということで、市の市道施設ということで判断させていただきました。また、地中を流れる水ということで、かなり多くの部分でその当事者のお宅のところへ流れていたとは思われるのですが、何分、地中ということで100%全てがこの暗渠から漏れていた管が、そのお宅の敷地に入っていたかと言われると、なかなか全て確定するわけにもいかないという部分もありまして、その当事者の方と相談させていただいた中で、この割合でご理解いただいたということになっております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第82号議案 市道大崎穴地線暗渠管漏水事故に係る損害賠償の額を定め和解することについては、原案のとおり決定することにご異議ございません

か。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 82 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、発議第 4 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 発議第 4 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出についてご説明いたします。意見書の内容につきましては、お手元に配付済みの資料をご確認いただきたいと思います。総務文教委員会では、全会一致で賛成した案件でございます。よろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 4 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第 4 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、発議第 5 号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第 5 号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について説明をいたします。

この発議は、午前中に審議が行われました陳情第 2 号が賛成多数によって採択されたというを受けて、意見書を出すものであります。1 通目は国、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣に総務大臣、財務大臣、文部科学大臣宛てであります。もう一通については、新潟県知事宛てということであります。

この発議の内容については、お手元にある内容でございますけれども、私立の学校に通っている子供たちのほうの学費等々を含めた部分での支援を、国も県ももう少し増やしてやってもらいたいという陳情を採択しての発議であります。以上、説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。8番・永井拓三君。

○永井拓三君 私はこれまで、この発議に関しては反対の立場ということでいろいろやっていたんですが、いろいろ調べれば調べるほど、昨年まで私が反対討論していた内容が、若干破綻するような数字が見られたので、ちょっと3点提案者に質問をしたいのですけれども。

まず、別紙の中に書いてある「今日、全国では約3割」という文言があります。これに対して私立校と公立校の立ち位置について、地方都市と大都市の状況これをどのように提出者は考えておられるのか。実際、新潟県では何割の学生が私立校に通っているのかという点がまず1点。

2点目は、学費が問題で進学を諦めているという事実が数字としてはどうなのかという点と。

3番目、学力が問題で公立校への進学を諦めているという事実がもしあるのだとしたら、学費の助成以外に、例えば日常的な学習支援などはどのようにこれとひもつけられるのかを教えてください。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 ただいま永井議員からご質問があった部分であります。1点目ですけれども、新潟県内では約2割の生徒が私立の高校へ通っているというふうになります。

それから、2点目の内容についてであります。なかなかはっきりと数字に出してどうのこうのと言えない部分でありますけれども、例えばこの魚沼学区からすると、中越高校、帝京長岡という2校が、それぞれが例えば中越高校であれば創立113年でありまして、帝京長岡は創立110年ということで建学の精神等々がありまして、そこでは公立とは違った形での教育を実践してきたという長い歴史があるわけでありまして、こういうところで学びたいという生徒が出るのも、それは当然のことかなというふうには思っております。

3点目の学力についてでありますけれども、正直、都会と違いまして、都会のほうでいけば、学力の面でも、建学の精神でも公立をしのぐ学校が非常に多いという状況がありますけれども、新潟県ではそういう面では若干、学力の面ではちょっと落ちるかなという部分もあります。それでも例えば中越高校などでは、受験をする生徒が1,803人という非常に多くの生徒が受けて、実質的には定数320ということでありまして、やっぱり新潟県内的には公立のほうが学力的には若干上という部分がありまして、そこを残念ながら第一志望として、でも夢を果たせなかったという生徒たちの受け皿として私立があるという部分は否めない事実だなというふうに思っています。

そうは言っても、こういう学費とかそういう面のほかの支援はどうなのかと言われれば、そこはなかなか難しい話でありますけれども、例えば部活等々の支援ということであれば、先ほどアルビレックスという名前が出ましたけれども、そういう民間のスポーツクラブ

を通じたり、そういうところでの支援体制が私立でも行えるような形でしていければ、また子供たちの夢の実現に近づけるのではないかというふうに考えております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 一番最後の部分がちょっと私の質問の仕方が悪かったのかなと思うのですが、ちょっとずれちゃったのですけれども。私が言いたかったのは、貧困がゆえに塾に通えない、塾に通えないがゆえに学力が追いつかない、学力が追いつかないがゆえに受験校が公立校から私立校にかわるということが、今後とても議論を深めていくべきところだなというふうに思っているのですけれども。

スポーツで才能を伸ばしていこうということではなくて、単純に貧困も含めた格差を是正するというところが今回の大題目だと思うので、その格差の是正に対して学費を負担するというだけで解決できる問題ではないなというふうに思いましたのですね。その点に関して、提出者との考え方がどれだけすり合うかというところが、私はちょっと今、質問の肝になっているのですけれども、その点いかがですか。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 失礼いたしました。この貧困の格差をどのように是正していくかという部分でありますけれども、収入の低い方が小中のほうの学校教育、あるいは家庭教育等々で学力を上げて公立高校のほうに行ければいいんじゃないかというような考え方もありますし、そうではなくて、どうしても中越であったり帝京長岡であったり、そういう建学の精神のあるところはどうしても行きたいのだ。ただ、うちはちょっと経済的に非常に厳しいのでどうしても行けないんだということは、多分何名かは私はいるだろうと思っています。

そういう子たちをどうやってフォローしていくかということは、税金でもって手当をするのか、あるいは地域が応援をするというやり方なのかということ、いろいろとやり方があるかなとは思っていますけれども、まだまだこれが効果的だなということについての私自身の結論といたしますか、考え方はまだまとまっていないという状況であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第5号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第20、発議第6号 中条第二病院と老健きたはらの存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、発議第6号 中条第二病院と老健きたはらの存続を求める意見書の提出について、地方自治法第99条の規定により、新潟県知事、十日町市長に対して別紙意見書を提出するものです。

意見書の中身はこれを確認していただきたいと思いますが、この発議を提出するきっかけになったのは若干説明をさせていただきますが、地域医療を守る住民の会はこの意見書の中にもありますが——中条第二病院と老健きたはらを残したいということで立ち上がった住民の会ですが——ここから9月議会に請願を出してほしいということで依頼がありました。その依頼があったのは議運が終わった後でありまして、請願に間に合わなかったということがありますが、この間、マスコミ報道等でも事態が緊急性を帯びているということで、何とか発議で意見書を上げてもらえないかということになりまして、意見書を提出するということにさせていただきました。

ここでも若干触れていますが、魚沼の医療圏域の病床数、これ今回の議会中の社会厚生委員会からの配布された資料でも、基幹病院が開院する前に比べると病床数は大幅に激減しているわけです。この上、180床の中条第二病院の閉鎖は、この地域の医療に深刻な影響を与えるものと考えます。まして、中条第二病院は信濃川筋で唯一の精神科病棟です。南魚沼市からの入院患者もいるとのこと。現在の魚沼医療圏域での精神科病床は450床ですが、180床がなくなれば一気に4割がなくなることになります。マスコミ報道では、中条第二病院の閉鎖を正式に表明したとされていますが、深刻な事態です。こうした事態を打開し、魚沼圏域での医療崩壊を食い止める、こうした市議会の意思を示すためにも、大勢の皆さんから賛同をよろしく願いいたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 提出者にお伺いをしたいわけでありましてけれども、この4万1,000筆を超える署名を集めた方たち、非常に努力をなされていてお気持ちよくわかります。実はこの津南、十日町圏域でいきますと、民間の上村病院さんが病床を廃止するという事態があったわけでありましてけれども、そういうときにこの皆さん方はどういう動きをなさったのかなということを1点お伺いしたいのと、

もう一点は、新潟県知事、花角知事が厚生連に対して二度ほど厳しい申し入れをしているわけでありまして。十日町市の関口市長に至っても、非常に遺憾であるということを表示なさ

っているという中で、厚生連は民間の病院でありますから、その民間の病院に対して、皆様方は例えば税金で支援をしてくれという意味なのか、これがよくわからないという部分であります。

皆さんのお気持ちはよくわかります。しかしながら、民間病院に対して税金で支援をしていくということになると、相当な理由がなければ、なかなかやれない部分かなと思ってますし、花角知事のそういう動き等々を提出者自身はどのようにお考えなのかということをお伺いします。

○議 長 提出者。

○中沢道夫君 上村病院が病棟閉鎖して診療所になるということは私も知っていましたが、その当時、地域医療を守る会の皆さんの動きがどうだったかということは、申しわけないですが、私は把握をしていません。

それから、知事も十日町市長も遺憾だということで動いている中で、必要があるのかという話でよろしいかと思うのですが、やっぱりこの4万人を超える署名が本当に集まった。そういう皆さんの思いを、この議会でも存続をさせてほしいという意思表示が私は必要ではないかというふうに思っていますが。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうしますと、廃止とおっしゃいますけれども、病床をなくして外来は存続というわけでありますけれども、そうすると提出者のほうは、外来を残しただけでは不十分であって、病床も存続してくれという意味の発議をしようということであると理解してよろしいですか。

○議 長 提出者。

○中沢道夫君 そのとおり。病床を残していくと。最初、地域医療を守る会の皆さんの話もやっぱりそこが一番の願いだということでしたので、当然この意見書の中身の存続というのは、病床を残すということだと思っています。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 今のことと若干だぶりますけれども、本当にこの4万1,000人の、地元に関しては大変な思いをしているのは察しております。その中で、昨今のマスコミ等でもおわかりのとおり、知事は明確に閉鎖に向かって転院を応援していくという形で、移転を応援していくというふうに明確に述べておられます。

提出者は、じゃあどのように支援して、今、残すということに関して何ができるのかということをおっしゃって私どもに。私、わからないもので、どういうことを思ってこれをあれしている。そこまで知事が言っている中で、また意見書を出すわけでありますので。もう一步、掘り下げた部分でお聞かせいただければと思っています。

○議 長 提出者。

○中沢道夫君 その構想まで私が考えているわけではありませんが、先ほど説明の中でも話をしましたが、この魚沼圏域の3市2町の医療圏域の中では、450床のうち精神科病棟で

すね、それが 180 減ってしまうと。4 割も激減するということでは、必ずほかに転院しなさいといっても困る人が当然出てくるわけで、そういう意味でやっぱり病床を残すことが必要ではないかなというふうに考えています。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 6 号 中条第二病院と老健きたはらの存続を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第 6 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、発議第 7 号 主要農産物種子法の復活を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

12 番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 発議第 7 号 主要農産物種子法の復活を求める意見書の提出について、提案理由の説明を行います。1952 年制定の主要農産物種子法は、稲、麦、大豆の生産普及を義務づけるものでした。この法の廃止は、T P P 交渉、外資企業や国内商社の解放要求を反映したものとしか考えられません。国民の食の根幹であり、国の根幹でもある主要農産物種子法の廃止には危機感を否めません。アメリカでは、世界中の種子を保存しています。大きな自然災害があったとしても、アメリカだけが生き残るという考え方です。今はやりのオンリーアメリカということでしょうか。規制改革の名において、全てに民間活力という考え方には大きな間違いがあります。

日本も現在、少し産業構造が変わってきましたが、有史以来、日本は農業を主とした国でありました。国の根幹である主食用種子の生産普及は、国県において責任をもってやるべく義務があると思います。長年、品種改良、種子の保存に携わってきた技術の現場が途絶えてしまうことも懸念しています。水道事業の外資への委託も同じですが、種子も、民間あるいは外資に頼るのは国の存亡にもかかわってきます。県も従来どおりにやることに条例制定をしました。国もこれに見習うべきだと思います。種子で日本が支配される懸念が大いにあります。そこで、記載の 3 点について意見書を提出するものであります。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第7号 主要農産物種子法の復活を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第22、発議第8号 性犯罪者の再犯防止と子どもの見守り体制の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それでは、発議第8号 性犯罪者の再犯防止と子どもの見守り体制の強化を求める意見書の提出について、発議理由を説明させていただきます。

この意見書であります。県議会でも6月に賛成多数で可決されました。そして南魚沼市議会でも提出したいと、ちょっといろいろな議員に声をかけたところ、大勢の議員から出すべきではないかという声をいただきましたので、非常に多勢の賛成者ありますが、そういうことで出していきます。

理由は、子供を守りたい。このことで私は出していきたいと思っております。1つとか2つ、ちょっと過去のことをお話ししたりもしますが、事件のことであります。新潟県では約20年前に新潟少女監禁事件がありました。そして解決しました。1990年11月に誘拐され約9年間、監禁されていた事件です。本当に皆様、記憶にあると思います。この9年監禁した罪は、懲役14年という数字であります。懲役14年ということは、もう出て出所しています。

私はこの犯人がどういうふうな、今現在行っているのか、ちょっとそういうのはわかりませんし、おまわりさんのほうで、警察さんのほうで動向調査とかしているのか、それもちょっと正直わかりません。そういう記事を探したりとか、いろいろなことを見てもみましたが、どれも載っておりません。この犯人はこの事件を起こす前にも事件を起こしており、この柏崎というか新潟県の誘拐少女監禁事件は再犯であります。そして、先の新潟市の事件の犯人もやはり再犯であります。両方とも下校時の9歳と7歳の子供を連れ去ったというふうな事件であります。

私は下校時の、これGPSのほうが強く書いてあるように感じられるかもしれませんが、ケツのほうを見てください。お尻のほうには通学路の見守り体制の強化に向けて、今ではもう監視カメラというのは——当時、監視カメラが出たときは、非常に人権どうなのだ、プライバシーどうなのだと言われていましたけれども、今はもういろいろなところで監視カメラとか出ています。こういうことも含めて見守り、通学路における子供を守るための安全対策を考えていく。こういう思いで、私は出していくと思います。

アメリカや韓国で、GPSをつけることによって再犯率が下がった、効果があったというふうな報道もあります。また、GPSをつけることで子供が守られる可能性が、私は上がると思っておりますので、こういうことで提出します。

以上、賛成よろしくお願ひいたします。

○議 長 質疑を行います。

1番・大平 剛君。

○大平 剛君 趣旨はよくわかりましたので、せっかくですので、ちょっと3点ほど質問させていただきたいと思います。まず1点ですけれども、GPSがあれじゃないという話でしたけれども、実際これの着用の期間とか方法とかはどんなふうなやつを考えていらっしゃるのですか。アメリカの例とおっしゃいましたけれども、アメリカもさまざまなやり方があると思いますが、どんなのを考えていらっしゃるのかというのと。

あと、実際この効果があるという話ですけれども、GPSの効果というのはどのくらい出ているのかという、そういうところも聞かせていただきたいと思います。

最後に、これが一番ちょっと懸念しているのですが、我が国では、刑法は更生刑法を採用しておりますけれども、ここで更生したはずの人間にもう一回つけるということになると、これをちょっと変えていかなければいけないのかなと思いますが、この辺はどういうふうにお考えでしょうか。3点お願いします。

○議 長 提出者。

○牧野 晶君 3点あります。じゃあ、最初のまず2点について、ひっくりめてお話しすけれども、私は正直、GPSをどのくらいつけて再犯率が下がった、そういう資料というのはちょっと見つけられませんでした。なので、ただ口頭で書いてあったので、でもやはり韓国、アメリカにしろ、そういうふうな動向にあるということは、私は重要なことだと思います。イギリスは、性犯罪者を確か新聞に載せたこともあるのですよ。ずらずらっというふうに。そういうふうなこともやったりもしていますし、答えになっていないかもしれませんが、私は効果があると思っています。

どのくらいの期間というのは、やはりそれは更生が認められるというのは、更生というか、この人は大丈夫だなというのは、その事例によっていろいろな刑は変わっていくと思いますし、私がここで発言している考えを、私が発言していくというのもちょっとおかしいことではないのかなと思いますので、その答弁は差し控えさせていただきます。

3番目は……

○議 長 更生の。

○牧野 晶君 本当に更生のだと思います。でも、私はこういうふうにも思うのですよ。例えば出所しました。出所したときに、昔は連絡とか警察とか、例えばここに出所しましたよとか犯罪者が出所しました。あなたの地域に出所して住んでいますよというのは言わなかったのですけれど、今、重要犯罪とかは、何かの犯罪の中ではそれを地域の警察さんとかにもお話しているのですよね。それと同じように、ケースバイケースでやる事例というのは、今の日本では運用されているんじゃないのかなというふうに、ちょっとこれはうろ覚えなので、齟齬が生じるかもしれませんが、私はそういうふうな前例があるという、この質問が出てくると思わなかったので、曖昧な答弁で申しわけないですけれども、ちょっとそういう記憶があります。それをきのう見たばかりで、どの記事、どの事件がそれが当てはめられたのかというのは覚えていないですけれども、それが更生法に違反しているかという、私はじゃあそれはどうなのだというふうにも思いますし、やっぱり必要な情報というか、あまりこれ以上言うとまた憲法議論にもなっていくしますので、この辺でやめておきます。

○議 長 1番・大平 剛君。

○大平 剛君 私も子供の見守り強化とか、そういった部分においては賛成ですが、要は効果的にやる話になったときに、ちょっと性犯罪の再発防止と子供の見守りというのは、一緒なのかなというのがちょっと疑問なのです。そういうのもちょっと私、調べてみたら、性犯罪の方の——方という言い方もおかしいですけれども、再犯率というのは、同じ特に犯罪なのですけれども非常に低いのです。そうなる中で——これ犯罪白書からとっています。そうなったときに、もうちょっとこっちに予算をかけるよりも、もっといろいろなやり方があるのかなというのもあるものですから、もちろん見守り強化という意味では、大変素晴らしいものだと思いますが、その辺がちょっと考えられないかなというのがありますが、どうでしょうか。

○議 長 提出者。

○牧野 晶君 私はやはり動向調査というのは、例えば性犯罪何でも大なり小なり、犯罪に大なり小なりがあるという言い方もおかしいですけれども、要は重要犯罪とか重大犯罪とかいうので、例えばそういうことに対して、GPSが、再犯率が低いとかあるかもしれないですけれども、例えばでも新潟にしる本当の重大事故を起こしているような再犯しているのも事実ですし、そういう点で言えば、これは見解の相違かもしれませんが、私はこれによって再犯率というのは下がると思っております。抑止になると思います。

○議 長 1番・大平 剛君。

○大平 剛君 わかりました。見解の相違ということなのであれですけれども。正直な話、私、思ったのが、やっぱりこれ、ここで書いてあるのが書類送検で済ましてしまった、そういうところのほうも、私はもっとそういうところもきちっと求めて行って、やっぱり子供に対する犯罪は、きちっと厳罰を処していくことのほうの方の考え方もやっていかなければいけないと思います。趣旨はよくわかりましたので、これで質問を終わりたいと思います。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 提出者に幾つか質問をしたいのですが、まずこれ性犯罪というところに限定した理由が少し気になるところで。私がなぜそういうことを言うかという、警察庁犯罪白書からいくと、性犯罪の全体に対する割合は、ちょっとこれはすごく難しい議論ですけれども、性犯罪というものが強姦性交、公然わいせつ、強姦わいせつ、わいせつ物の頒布というところが主だったものですが、強姦性交であったりするところはなかなか公表されていないので、数字としては上がっていないのですが、強姦わいせつに関しては全体の0.6%というところが上がってしまっていて、強姦わいせつの数を上回る強姦性交の数はなかなかほかの自治体を見ても見られないという中で、0.6%という数字をちょっとベースに考えていくと、傷害とか薬物に関する犯罪者のほうが圧倒的に多いわけですね。なぜ、性犯罪に今回はこだわっているかということ、傷害、薬物のほうが正直、再犯率は数倍高い中で、GPSは先ほどの説明の中でちょっと強く書いた部分があるというふうにおっしゃっていたので、ここの整合性をほかの犯罪者に対してはつけないのだけれども、性犯罪者にだけはつけるというところの提案、これが少し気になっているので質問いたします。

あとは南魚沼市内の性犯罪の発生件数が、強姦わいせつに関しては平成29年で1件というところでした。このあたりの数と全体の犯罪数からいくと、まだまだGPS端末を装着させるというところでは、議論の余地があるのではないかなと思うのですが、そのあたりこのスピード感でこの発議をしたというところの理由をもう一回お聞かせください。

○議 長 提出者。

○牧野 晶君 それこそ、私は何で性犯罪者でくくったというか、子供に対する性犯罪に正直くくっているわけですね。この文面を見ればわかっていると思うのですが、子供を守るためにはどうすればいいのか。7歳や9歳の子が誘拐されたり殺されたりしているわけですね。それを守るにはどうすればいいか。1つはやっぱり監視カメラというのも、通学路に監視カメラというのは、これは重要な1つだと思いますし、あとは、実際に監視カメラがあったって、新潟市だって犯罪が起こっているわけですね。私はそういう点でいうと、子供を守るためにGPSというのは有効な手法じゃないかという点で、私はここにくくっております。

あともう一個……

○議 長 市内で性犯罪者が。

○牧野 晶君 市内で性犯罪者が1件ということですが、性犯罪が1件だから、このスピード感でやっていくのはどうかということに関しては、私は1件だろうが2件だろうが、例えば声かけ事案で、石打でも昨年だか一昨年ありました。声かけ事件ね。実際、犯罪が起きたわけじゃないですが、そういうのもありましたし、見守りメールには、声かけでこの辺でモデルみたいな子いないとか、何か去年だかおとし、やっぱり塩沢中学校の生徒に対する声かけとかもいろいろあったと思います。私は非常にちょっと危惧している点がありますので、こういう点でせつかく県議会がこういう意見書を出したのであれば、やっ

ぱりそれに追従というかして、南魚沼市議会も声を上げていくべきじゃないかという思いで、今回これを提出させていただきました。

思いは同じだと思います。ただ、その受け取り方とかいろいろな違いだと思いますので、ぜひ大勢の皆さんから賛成していただければなというのをちょっとつけ加えさせていただきます。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 ちょっと私の質問の仕方も悪かったなとは思いますが、今回この性犯罪ということに限定されているというところが、私はちょっと違和感があるなというところなのです。ただ、思いは一緒ですよ。子供たちが犯罪に巻き込まれたくないという思いは一緒なので、おおむね理解はできるのですけれども、傷害あとはその他のほうが割と犯罪としては身近な中で、その重い、軽いということではないです。発生件数が多い、少ないということではないのですけれども、この性犯罪というものに限定してというところの議論が少し浅い中で、ここにたどり着いているとは思いますが、じゃあ、もう一回聞くとすると、性犯罪以外のいわゆる傷害であったりというところに対しての考え方はいかがですか。

○議 長 提出者。

○牧野 晶君 私は、今回は子供に対する性犯罪に対する、このことだけで出している。これが事実であります。そのほか傷害に対してどうだというふうに言うかもしれませんが、私はこれを出す理由というのは、少しでも子供が安全であれば、こういう事件に巻き込まれなくなればという抑止の効果で、こういう制度があってもいいんじゃないか。これに一石を投じて、県議会に続いて一石を投じていくべきじゃないかということで提出者となりましたので、そのことで意を酌んでいただければと思います。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 GPSにこだわっているようですが、GPSの、私は全然わからないのです。どういう装着をするのかなど。何か昔はそういうのがないころには、外されない品物を足につけるとか、身にまとわせるとかですが、どういった方法だかというのは、さっき説明がないのですが、それについて非常に私は懸念をしているものですが、GPSという言葉がここになれば問題ない。本当に見守りをきちんとやっていただきたい。それでいいと思うのですけれども。そこを強調しているみたいだけれども、最後までGPSを強調しているところという形なのですが、ひとつどういった装着方法をして、どういった手法でやるのか、もう一回お聞きします。

○議 長 提出者。

○牧野 晶君 正直その質問に対しては、私は別に答える必要はないんじゃないのかなというふうな思いがあります。今、例えばスマホにだってGPSを持っているわけです。これを持ってなさいよ、持たなかったらあなたはちょっと問題がありますよというのだから、要は十分ですよ。そういう点もあるので、そのGPSをどうやってつけるということまで、

実際、技術屋じゃないので、これを私があんまり考えすぎるのもおかしなもんじゃないのかなというふうな思いがありますけれども、スマホにGPS入っていますよ。それで答弁となると思います。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 スマホに入っているのは私もわかっています。でも、それは自分で選択ができるのですよ。ですから、この性犯罪がために装着せねばならないという、そこが私は違うのじゃないかなというふうに思っていますね。全然、答えにならない。GPSを強調しながら、それで最後までそれを書いておきながら、それは知らないという話では、私はこの意見書はちょっと違うのじゃないですか。所見等伺っておきます。

○議 長 提出者。

○牧野 晶君 GPSでどうするのだということなのかなちょっとわかりませんが、例えばスマホで持っている、スマホでGPSだったら、いつどこどこ、どこにいたかとか、それは調べようと思えばできるわけですよ。ロガーだってあるのですよ。要はいつどこにいたか。そうすることによって、子供がここでいなくなったぞということになれば、その時間そこにその人がいたじゃないかということになれば、当然その人が犯人の確率というのは、可能性はあるわけですよ。当然チェックはしていく。そういうことが私は再犯防止になっていくとか、子供を守るようになっていくと思いますので、私はそのところを、GPSを強く言っているという点、これは文面からしてそれはそうですよ。防犯カメラだけじゃ対応ができないというのもあるわけですから、いろいろ見守り隊だってあるわけですよ。見守り隊もやっているけれども、それでも起きた事件なので。じゃあGPSとかだって私は有効な手段ではないでしょうかと言っていますので、私はこれで答えになるとは思いますが。

○議 長 14番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 私も子供の見守りとか、特に性犯罪の再発防止の法をしっかりとしてもらいたい。その部分には大賛成です。そういうふうなことを懸念しなければならない社会情勢はあると思うのです。ただ、ここでずっと議論が出ています、なぜGPSかなのですよね。今、防犯カメラの話も引き合いに出していますけれども、防犯カメラとここにつけるGPSとは根本的に私は違うと思うのですよ。さっき、質問にも出ましたけれども、今、多分想定しているGPS、それで外国のほうでしているのは、一応、刑が終わって再犯の可能性のある人につける。そして、それは多分自分の判断では外せない。どこまでつけばいいのですか、一生まっしょう。そういうところだってまだ議論がなっていないのですよね。そして、出所して再犯しない人もあるかもしれない。そういう人にもみんなつけちゃうのですね。そういう議論がまだなっていない中で、ぼんとGPSというのが出てくると、確かに効果があるかもしれないけれども、それはちょっとまだ早いんじゃないかと。今、性犯罪の再犯防止というのは重要だと言っているのは、日本の刑務所でもやっていますよ。性犯罪の再発防止プログラムみたいのをやりながら、再犯しないように、そういう予防をやっている。そういうのを強化するとか、そういうのを前段にしなければ、一気にここまではちょっとやり過ぎ

じゃないかなという思いがありますので、GPSと防犯カメラを同一視しているあたりの考え方を、ちょっともう一回聞かせてもらいたい。

○議長 提出者。

○牧野 晶君 私は正直、GPSと防犯カメラを一緒にしているかということ、ちょっと言われましたけれども、GPSをいつまでつけるのだ。それこそ軽い性犯罪だってあるわけですね。性犯罪した人、全員につけるなんて私は言っているつもりもありませんし、今までの説明の中でそういうふうにならなくていいとすれば、ちょっと残念だな、私の説明が悪かったんだなというふうな思いがあります。いつまでつけるのだというのだからありますよ。やっぱりそれは、その人が起こした事件によって、それはやっぱり長くつけるべきだとか、更生とかだってやっぱりそれは更生しているのかとか、いろいろな人によってそれは長くつける、つけないとかだってあると思います。まずはいろいろな刑によって、事件によって長い、短いというのはあります。

また、監視カメラだって、これからはこういう時代になっていきますよ。もう、顔でカメラが連携して、顔でこの人は誰々と、もうそれなんて始まっているわけですね、正直。そういうのもう、正直それがあればGPS要らないじゃないかというふうになるかもしれませんが。田舎は監視カメラってないですし、でもその中でもやっぱり私は1つの抑止力もあると思うし、一石を投じなければ何も進みません。私は子供を守るために、新潟県議会が出した、それに私はすごい判断をしたなという思いがあります。いい決議をしたと思います。私はそれを応援していく、それで子供を守っていく。こういうふうなのは私は重要だと思いますので、提案させていただきました。

○議長 14番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 ですので、私、再犯防止の方向性は否定するものじゃありませんし、新潟県議会は県議会なりの考え方で意思統一の中でしたことですか、それはまたいいと思います。そして、新潟県出身の衆議院議員さんが法務大臣のところを訪れて、県議会こういうような、そういうお話もしてきたということで、法務大臣もそれを受けとめまして、いろいろな情勢を加味して慎重にそれを進めましょうというような答弁だったということが、その方のブログにも出ていましたよね。私はそこまでやっていただければ、十分だと思うのです。

そして、この市議会の中で、今言ったように、GPSを装着するというのは、いろいろまだ不安がある中で、議会の意思統一として1つにまとめて意見書を出すというのは、やっぱりもうちょっと、私たち市議会の統一意思としては、余裕を持っていただいたほうがいいんじゃないかというふうな思いがありますけれども、そこら辺はやっぱり二、三日前に決意をして、そして今回出したという、早急に急がなければならないという理由がもしありましたら。

○議長 提出者。

○牧野 晶君 私は正直、前から出したいなと思っていて、それを二、三日前から。それに対してやっぱり思い立ったが吉日というか、早急だとか性急だとか言われるかもしれませ

んけれども、私はそういうのは別に性急だとか思っていないよ。やっぱりこういうふうになるから、いろいろな議論があるわけですね。やっぱり石を投げるといふ言い方も、池に石を投げるから波紋が散って行って、いろいろな議論が進んでいくかというのがあります。やっぱり私は出したからには、賛成多数というか、全員賛成になってほしいという思いがありますので、本当その思いで、一部の不安はないです、一部の不安はもうちょっと多かったらいいなという正直な思いはありますけれども、意を酌んでいただければと思いますよ。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 子どもの見守り体制の強化という部分では全く異論はないのですが、今まで多くの方が質問をしていただく中で、ご回答はいただいているのですが、どうも私のみ込みが悪いのか、ちょっと本意といいますかがわからないので、同じようなことになりませんが、幾つかちょっと聞かせていただきたいと思います。

まず最初、1番議員のほうから質問がありました、日本の更生刑法と今のこの出所者のGPS装着、ここの整合性といいますか、そこを法的な部分も含めてどう考えておられるのが1つ。

もう一つは、8番議員のほうから、性犯罪者に特定を今回していますけれども、犯罪数それから再犯率も含めて子供を守るということであれば、例えば傷害だとか薬物依存だとかというほうが、はるかに数も多くて再犯率も高い。それを守るということであれば、その辺どうするのかという全体の議論が必要だと思うのですが、これを見ますと性犯罪者ということではなぜか限定をしている。それを先ほども答えているようなのですが、どうも言うておられることがよく理解できません。そこを整理してちょっときちんとお答えをお願いしたいと思います。

それから、同じくその性犯罪者のところで、例えば声かけ、件数が少ないと。南魚沼市の件数も先ほど8番議員から出ました。そうしましたら提案者は、例えば声かけ事案とかそういったのもあるということですが、そうすると、そういう部分までGPSみたいなのを考えておられるのか、その辺ですね。先ほど期間だとか、全員ではないというような話をされましたけれども、ただ、あまりそこがアバウトですと意見になりませんので、どういった内容、どういった期間、やっぱりそのぐらいは少しお願いをできればというふうに思います。

それから、14番議員がつけ方という話をしたときに、そこまで答える必要がないというようなお話がありますけれども、意見書の中には、米国などでは性犯罪者常習者にGPS端末を装着させて監視するシステムを導入し、成果を上げているとの報告もあるということまで言い切っているわけですから、そこぐらいは最低限ちょっと調べてご説明をお願いしたいと思います。

それと、県が決めたからということですが、ここは市の議会ですので、市としてどう考えるか。そこは県がやったからということで、あまりに主体性がないというふうに思いますので、そこはきちんとご自分の考えをお願いしたいと。以上です。よろしく申し上げます。

○議 長 提出者。

○牧野 晶君 私は県がやったからなんて言っていませんよ。県議会が提出しましたですよ。まあ、それ県と県議会を一緒にしているのかもしれませんが。県議会が提出した。私はそれを応援していくべきだということで、南魚沼市でも出していくべきだということで言っていますので、主体性がないということはありませんので、その点まず1点目、ケツのほうからになりますけれどもご理解ください。

あとそれと、声かけ事案にもやっていくのか。犯罪の重い、軽いとかそういう点でやっぱり考えていくとか、そういう点もありますよ。それを声かけ事案にも全部、GPSをつけていけなんていうことは言っておりませんし、あとは、私は正直、アメリカの犯罪率はどうなったとか、私はねアメリカのこれ事例を出しました。アメリカは実際減っている。その数字を出すとか言うかもしれませんが、子供が性犯罪を受けるとか、子供が亡くなったりとか、監禁されるような事件が少しでも低くなると思いますので、私はこの意見書を出していく。ぜひ、検討してくださいという思いでありますよ。それ以上でも、それ以下でもありませんよ。数字が云々とかいうのは、私の性に合わないの、私は正直もうこの意見書の内容でもう思いを酌んでいただきたいということです。一石を投じる。これ以上でも、これ以下でもありません。ご理解ください。これでもう答弁で。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 先ほど少なくとも、本当は1番議員の更生刑法との関係、それともう一つは、8番議員からも話のありました傷害ですとか、薬物依存ですとかそういった部分、そこがかなり再犯率の件数も多いわけですから、なぜここで今回、絞ったのだから。ですから、その辺の議論が全く乾いていないような気がするのですが、その2点についてもぜひ、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 提出者。

○牧野 晶君 子供を守るためとさっきから言っているわけですね。子供の性犯罪から。実際、性犯罪によって新潟県でも監禁19年ですよ。9年受けている人もいるし、この間は亡くなったりする人もいるわけですね。そういうのから守っていきたいということで、私は今回それに特化しているわけですよ。薬物とかそういうのをやっていきたいというのであれば、それはそれで出してください。逆にね。私は今言っているのはこの性犯罪者という点がありました。

あと、更生罪とかそういう点についてですけども、その認識を述べろと言いますが、認識を述べろというと、やっぱり子供を守るためにはどういう視点でいくかだと思いますよ。これによって子供を守っていける可能性が上がるのだしたら、私はそれでいくべきだと思いますよ。法律学者がどうか、私も議員だから法律とかいろいろあるかもしれませんが、私は一石を投じて、それをどうやってクリアしていくのか考えていくというのも、まずはあれですよ。学者じゃないので、私はその答弁をここでする気はありません。正直に。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第8号 性犯罪者の再犯防止と子どもの見守り体制の強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第23、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第166条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定しました。

○議 長 日程第24、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。議会運営委員長から所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 ここで、市長より発言を求められていますのでこれを許します。

市長。

○市 長 閉会前の大変気ぜわしい中で失礼いたしますが、ここで議員の皆さんにお伝えをしたいことがありますので、少しお時間をいただきたいと思います。以前この議場からも請願という形だったと思いますが、上がってきたちょっと案件で、高速バスの十日町一

新潟線について。越後交通株式会社さんから本年9月末で路線を廃止したい旨の申し出があったと。ご存じのとおりだと思います。新潟県及び沿線自治体でこの対応について協議をしてまいりました。この間、五泉市に本社を置く泉観光バス株式会社のグループ会社——これはアイ・ケイアライアンス株式会社が、これまでの業務をそのまま引き継ぐという形で代替の運行する申し出がありまして、先日、新潟運輸支局から許可が下りたという連絡が入りました。

発着本数、発着時間、停留所などは当面これまでと同じ形で、この10月1日から運行事業者が変わるということになります。新聞などで春先、3月22日前後ですけれど、この頃に報道がありましたのでご存じの方も多いかというふうに存じますが、正式に路線が維持されるということが決まりましたので、この場をお借りしてお伝えさせていただきたいと思います。新たな事業者につきましては、円滑で事故のない運行を期待するものであります。また、県と沿線自治体では、生活路線としての高速バス路線のあり方、また維持それからこの確保について、引き続き情報共有を図っていくこととしておりますのでご報告したいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議 長 これをもって、平成30年9月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、ご苦労さまでした。

[午後2時49分]